



発行 東京都

目次

19

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (総務局人事部職員支援課) …… 一
 - 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (総務局人事部制度企画課) …… 二
 - 職員の給与の調整額に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 二
 - 東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (同) …… 三
 - 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 三
 - 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 四
 - 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 五
 - 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 五
 - 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…… (同) …… 七
 - 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (同) …… 七
- 訓 令
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正…… (総務局人事部制度企画課) …… 五
 - 職員の旅費支給規程の一部改正…… (同) …… 五
 - 通勤手当支給規程の一部改正…… (同) …… 五
 - 特勤勤務手当等支給規程の一部改正…… (同) …… 六

規則(人)

- 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則…… 六
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則…… 七
- 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則…… 七
- 職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則…… 六
- 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則…… 六
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…… 六
- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則…… 六
- 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…… 三〇

通達

- 給与条例改正に伴う給料の切替え等について…… (東京都人事委員会) …… 三〇
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正…… (同) …… 三三
- 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正…… (同) …… 三三

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

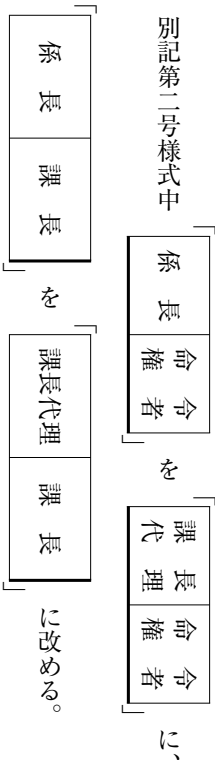
平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第三十五号

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五十五号)の一部を次のように改正する。



別記第二号様式の四中

条規を課長代理に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第二号様式及び別記第二号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十六号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七」を「十九」に改める。

別記様式第二号(表)中

条規を課長代理に改める。

別記様式第三号中

条規を課長代理に改める。

別記様式第四号中

条規を課長代理に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号、様式第三号及び様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要

の修正を加え、なお使用することができる。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和四十七年東京都規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

調整額の区分		額
一	(1)	一七、二〇〇円
二	(1)	二一、五〇〇円
四	(1)	二九、八〇〇円
六	(1)	三七、八〇〇円
七	(1)	三八、〇〇〇円
八	(1)	三八、〇〇〇円
八	(2)	三四、二〇〇円
九	(1)	一、六〇〇円
九	(2)	一、七〇〇円
九	(3)	二、一〇〇円
九	(5)	三、五〇〇円

別表イの表福祉保健局の項中

板橋ナーシングホーム 東村山ナーシングホーム	介護老人福祉施設において、昼夜を通し、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	四
---------------------------	---	---

東村山ナーシングホーム	
介護老人保健施設において、昼夜を通し、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	四
養護老人ホームにおいて、昼夜を通し、老人の生活援助の業務に従事することを本務とする福祉	一

を

東村山ナーシングホーム	
1 介護老人福祉施設において、昼夜を通し、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	四
2 介護老人保健施設において、昼夜を通し、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	四
養護老人ホームにおいて、昼夜を通し、老人の生活援助の業務に従事することを本務とする福祉	一

を

行政職給料表(一)等の四級の適用を受ける者 九の(4)	行政職給料表(一)等の五級の適用を受ける者 九の(5)
行政職給料表(一)等の四級の適用を受ける者 九の(5)	行政職給料表(一)等の四級の適用を受ける者 九の(5)

を

を

改める。
別表口の表中

改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月二十七日
東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第三十八号

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表2の部(3)の項中「区画整理事務所又は再開発事務所」を「又は市街地整備事務所」に改め、同部(5)の項中「区画整理事務所、再開発事務所」を「市街地整備事務所」に改め、同表8の部(1)の項中「都市整備局区画整理事務所」を「都市整備局市街地整備事務所」に、「都市整備局再開発事務所」を「都市整備局市街地整備事務所」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特種勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第三十九号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「勤務する公署の所在する」を「在勤する」に改める。

第二条の二中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第二条の三中「以下「新規採用職員」という。」を削り、「以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）に勤務する者にあつては」を「のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は」に、「百分の七・二を乗じて得た額の地域手当を支給する」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては百分の二十を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九を乗じて得た額とする」に改める。

第二条の四第一項中「勤務する公署の所在する」を「在勤する」に改め、「（以下「職員の勤務地域」という。）を削り、「支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）」を「都外地域」に、「別表上欄に掲げる支給地域」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に基づき定められている公営企業管理規程により支給割合が百分の二十である東京都の区域外の地域（以下「区部・多摩地域等」という。）」に、「百分の七・二」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「の勤務地域」を「が在勤する地域」に、「百分の四・八」を「百分の五・四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が在勤する地域が支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）であつて、区部・多摩地域等から異動後三年以内の者にあつては、当分の間、第二条の規定にかかわらず、合計額に、百分の九を乗じて得た額の地域手当を支給する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

附則第三項中「職員の勤務地域が支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）であつて、」を削り、「」にあつては「」ののうち、別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域に勤務する者の地域手当の額は」に、「第二条の四第二項」を「第二条の四第三項」に、「百分の七・二」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあつては百分の二十を、支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）」に改める。

る。）にあつては百分の九」に、「の地域手当を支給する」を「とする」に改める。別表中「百分の十八」を「百分の二十」に、

神奈川県	奥多摩町	百分の十二
	館山市	
千葉県	奥多摩町	百分の十二
	袖ヶ浦市	
	八街市	
	鋸南町	
東京都	藤沢市	百分の十二
	藤沢市	

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第四十号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 条例の適用を受けない東京都職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等で

あつた者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつたこと。
 ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用をされたこと。

第五条第七号中「条例の適用外であつた者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」を「事由発生に伴い」に、「適用」を「事由発生」に改める。

別表第一中「九、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。
 別表第二中「四五、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。
 別表第三中「四、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第四十一号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第一項中「第十八条の三第二項」を「第十八条の三第三項第一号イ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 条例第十八条の三第三項第一号の東京都規則で定める勤務は、勤務に従事した時間

が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第十八条の三第三項第二号の東京都規則で定める額は、条例第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の占める職に応じ、同条並びに給料の特別調整額に関する規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

- 一 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 六千円
- 二 区分六、区分七、区分八又は区分九 五千円
- 三 区分十 四千円
- 四 区分十一 二千五百円
- 五 区分十二 二千円

2 条例第十八条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第四十二号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出しを「（行（一）四級等職員及び行（一）五級等職員）」に改め、同条第一項中「行（一）五級等職員」を「行（一）四級等職員」に改め、同項第一号、第四号及び第五号中「五級」を「四級」に改め、同条第二項中「行（一）六級等職員」を「行（一）五級等職員」に改め、同項第一号中「六級」を「五級」に改める。

別表第二行政職給料表(一)の項を次のように改める。

行政職給料表(一)	職務の級が五級である職員 職務の級が四級である職員であつて初任給等規則別表第一イの部四級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの 職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の二十 百分の十五
職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一イの部三級の項に規定する課長代理の職又はこれに相当する職にあるもののうち、統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都人事委員会訓令第一号)、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監査委員訓令第三号)若しくは東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都議会訓令第九号)により統括課長代理に認定されたもの、警視庁一般職員指定係長職任用規程(平成二十七年警視庁訓令甲第八号)に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程(平成二十五年東京消防庁訓令第二十号)に規定する課長補佐に任命されたもの(以下「統括課長代理等」という。)	百分の十六	

別表第二医療職給料表(二)の項を次のように改める。

医療職給料表(二)	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。) 職務の級が二級である主任等職員	百分の三
医療職給料表(二)	職務の級が四級である職員であつて初任給等規則別表第一への部四級の項に規定する課長の職若しくは科長若しくは技師長の職又はこれらに相当する職にあるもの 職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の十五 百分の十
職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一への部三級の項に規定する課長代理の職又はこれに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六	
職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)	百分の三	
別表第二医療職給料表(三)の項を次のように改める。		

医療職給料表(三)

職務の級が四級である職員であつて初任給等規則別表第一トの部四級の項に規定する課長の職若しくは看護科長若しくは看護担当科長の職又はこれらに相当する職にあるもの 職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十五である職員を除く。)	百分の十五 百分の十
---	---------------

職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一トの部三級の項に規定する課長代理の職若しくは看護長の職又はこれらに相当する職にあるものうち、統括課長代理等	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一トの部三級の項に規定する課長代理の職若しくは看護長の職又はこれらに相当する職にあるもの(加算割合が百分の十である職員を除く。)	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)	職務の級が二級である職員であつて初任給等規則別表第一トの部二級の項に規定する主任の職又はこれに相当する職にあるもの
		百分の六	百分の三

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第二号中「行(一)六級等職員」を「行(一)五級等職員」に改め、同項第三号中「行(一)五級等職員」を「行(一)四級等職員」に改め、同項第六号中「行(一)六級等職員」を「行(一)五級等職員」に、「行(一)五級等職員」を「行(一)四級等職員」に改める。
別表第一行政職給料表(一)の項を次のように改める。

職務の級が四級である職員(行(一)四級等職員を除く。)

行政職給料表(一)
職務の級が三級である職員であつて初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。)別表第一イの部三級の項に規定する課長代理の職又はこれに相当する職にあるもの

別表第一公安職給料表の項中「行(一)五級等職員」を「行(一)四級等職員」に改め、同表医療職給料表(二)の項を次のように改める。

医療職給料表(二)	職務の級が四級である職員(行(一)四級等職員を除く。)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一への部三級の項に規定する課長代理の職又はこれに相当する職にあるもの
-----------	-----------------------------	---

別表第一医療職給料表(三)の項を次のように改める。

医療職給料表(三)	職務の級が四級である職員(行(一)四級等職員を除く。)	職務の級が三級である職員であつて初任給等規則別表第一トの部三級の項に規定する課長代理の職若しくは看護長の職又はこれらに相当する職にあるもの
-----------	-----------------------------	---

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四十四号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年東京都規則第一百十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第一項及び第二項中「別表イ、ロ、ハ又はニ」を「別表イ、ロ、ハ、ニ又はホ」に改める。

別表イの表第一号区分の項第三号及び第五号、同表第二号区分の項第六号、第十号及

び第十二号並びに同表第四号区分の項第二号、第三号及び第十号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十二号中「又は主査若しくは」を「若しくは主査又は」に改め、同表第五号区分の項第二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表口の表第一号区分の項第三号及び第五号並びに同表第二号区分の項第六号、第十九号及び第十二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十九号中「又は事務室長若しくは」を「若しくは事務室長又は」に改め、同表第四号区分の項第二号、第三号、第五号及び第十二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十七号中「又は主査若しくは」を「若しくは主査又は」に改め、同表第五号区分の項第二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表ハの表第一号区分の項第三号及び第五号並びに同表第二号区分の項第六号、第十九号及び第十二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十九号中「又は事務室長若しくは」を「若しくは事務室長又は」に改め、同表第四号区分の項第二号、第四号及び第十号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十六号中「又は主査若しくは」を「若しくは主査又は」に改め、同表第五号区分の項第二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表ニの表中「平成二十一年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第二号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十五年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第四号中「以後適用されている職員の給与に関する条例」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例」に、「の給与条例」を「平成二十七年三月以前の給与条例」に、「以後適用されている初任給、昇格及び昇給等に関する規則」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた初任給、昇格及び

昇給等に関する規則」に、「の初任給等規則」を「平成二十七年三月以前の初任給等規則」に、「長、副院長又は医長等若しくは」を「部長若しくは長又は」に改め、同表第二号区分の項第三号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第六号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第七号及び第八号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第十号及び第十二号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第十七号中「の学校職員給与条例」を「平成二十七年三月以前の学校職員給与条例」に、「以後適用されている」を「から平成二十七年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「の学校職員初任給等規則」を「平成二十七年三月以前の学校職員初任給等規則」に、「又は事務室長若しくは」を「若しくは事務室長又は」に改め、同表第三号区分の項第一号及び第二号並びに第五号から第十二号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第四号区分の項第一号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は主査若しくは」を「若しくは主査又は」に改め、同項第三号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第四号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は副監視長若しくは」を「副監視長若しくは担任技能長又は」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第十号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は看護長若しくは」を「若しくは看護長又は」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同項第十五号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は主査若しくは」を「若しくは主査又は」に改め、同項第十六号から第十九号までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表第五号区分の項第一号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十

七年三月以前」を加え、同項第二号中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、「又は副主査若しくは」を「若しくは副主査又は」に改め、同項第三号、第四号、第七号から第十号まで、第十二号から第十八号まで、同表第六号区分の項第一号、第二号、第四号から第九号まで及び同表指定一号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十一年四月以後」の下に「平成二十七年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

ホ 平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分

- 一 平成二十七年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成二十七年四月以後の給与条例」という。）の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの
- 二 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月一日以後適用されている初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「平成二十七年四月以後の初任給等規則」という。）の医療職給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する部長若しくは長又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 三 特定任期付職員給料表の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第四条第三項の適用を受けていた者
- 四 第一号任期付研究員給料表の五号給若しくは六号給の給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第七条第四項の適用を受けていた者
- 五 警察法第六十二条に定める警視又は警部であつて別に定めるもの
- 六 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令、消防正監、消防監又は消防司令長であつたもの

第二号区分

- 一 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(一)級別標準職務表四級の項に規定する課長又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 二 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの（第一号区分の項第二号に該当するものを除く。）
- 三 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの
- 四 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(二)級別標準職務表四級の項に規定する課長、科長若しくは技師長又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 五 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(三)級別標準職務表四級の項に規定する課長、看護科長若しくは看護担当科長又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 六 特定任期付職員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者
- 七 第一号任期付研究員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者
- 八 平成二十七年四月一日以後適用されている学校職員の給与に関する条例（以下「平成二十七年四月以後の学校職員給与条例」という。）の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつたもの

<p>九 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十七年四月一日以後適用されている学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(以下「平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則」という。)の事務職員給料表及び技術職員給料表(一)級別標準職務表四級の項に規定する経営企画課長又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>十 警察法第六十二条に定める警部であつたもの(第一号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p> <p>十一 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令であつたもの</p>	<p>第三号区分</p> <p>一 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(うち、統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監査事</p>
<p>の認定等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第九号)により統括課長代理に認定されたもの、警視庁一般職員指定係長任用規程(平成二十七年警視庁訓令甲第八号)に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程(平成二十五年東京消防庁訓令第二十号)に規定する課長補佐に任命されたもの(以下「統括課長代理等」という。)</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第四号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(二)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(うち、統括課長代理等</p>	<p>六 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(三)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理若しくは看護長又はこれらに相当する職務にあつたもの(うち、統括課長代理等</p> <p>七 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>八 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務</p>

<p>第四号区分</p>	<p>務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第九号に該当するものを除く。)</p> <p>九 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の事務職員給料表及び技術職員給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理又はこれらに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等</p> <p>十 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の技術職員給料表(三)級別標準職務表三級の項に規定する主査若しくは課長代理又はこれらに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等</p>
<p>第四号区分</p>	<p>一 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(二)級別標準職務表三級の項に規定する技能長、副監視長若しくは担任技能長又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を</p>
<p>受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p> <p>五 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(二)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第四号に該当するものを除く。)</p> <p>六 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(三)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理若しくは看護長又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第六号に該当するものを除く。)</p> <p>七 第二号任期付研究員給料表の三号給又は二号給の給料月額を受けていた者</p> <p>八 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>九 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて、平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の事務職員給料表及び技術職員給料表(一)級別標準職務表三級の項に規定する主査、経営企画室長若しくは課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第九号に該当するものを除く。)</p> <p>十 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p>	

<p>第五号区分</p> <p>十一 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の技術職員給料表(三)級別標準職務表三級の項に規定する主査若しくは課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第十号に該当するものを除く。)</p> <p>十二 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の技術職員給料表(四)級別標準職務表三級の項に規定する課長代理又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>十三 警察法第六十二条に定める警部補であつたもの</p> <p>十四 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令補であつたもの</p>	<p>一 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第二号及び第四号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(一)級別標準職務表二級の項に規定する主任若しくは副主査又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>三 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p> <p>四 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を</p>
<p>受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の行政職給料表(二)級別標準職務表二級の項に規定する技能主任等又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>五 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第五号に該当するものを除く。)</p> <p>六 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(二)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>七 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第六号及び第四号区分の項第六号に該当するものを除く。)</p> <p>八 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十七年四月以後の初任給等規則の医療職給料表(三)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれらに相当する職務にあつたもの</p> <p>九 第二号任期付研究員給料表の一号給の給料月額を受けていた者</p> <p>十 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>十一 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料</p>	

表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第九号及び第四号区分の項第九号に該当するものを除く。)

十二 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の事務職員給料表及び技術職員給料表(一)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれらに相当する職務にあつたもの

十三 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第十号及び第四号区分の項第十一号に該当するものを除く。)

十四 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の技術職員給料表(三)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれらに相当する職務にあつたもの

十五 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第十二号に該当するものを除く。)

十六 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十七年四月以後の学校職員初任給等規則の技術職員給料表(四)級別標準職務表二級の項に規定する主任又はこれらに相当する職務にあつたもの

十七 警察法第六十二条に定める巡査部長であつたもの
十八 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防士

第六号区分

長であつたもの

一 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)

二 平成二十七年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第四号に該当するものを除く。)

三 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第六号に該当するものを除く。)

四 平成二十七年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第八号に該当するものを除く。)

五 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの

六 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第十二号に該当するものを除く。)

七 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第十四号に該当するものを除く。)

八 平成二十七年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第十六号に該当するものを除

指定一号区分	く。 九 警察法第六十二条に定める巡査であつたもの 十 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防副士長又は消防士であつたもの
指定二号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定三号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定四号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区分	平成二十七年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

別記第二号様式及び別記第二号の二様式中「第6条第4号」を「第6条第7号」に改

める。

別記第八号様式中

「上記事実を鑑み、上記金額のとおりに支給します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

削る。

別記第十号様式中

「上記のとおりに認定します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

削る。

別記第十四号様式中

「上記のとおりに支給します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

削る。

別記第十五号様式中

「上記のとおりに支給します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

削る。

別記第十七号様式中

「本件内申のとおりに支給します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

削る。

別記第十八号様式中

「本件内申のとおりに支給します。」

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

(決定権者) (係長)

(担当者)

を

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額

差引	支給額	円
差引	支給額	円

に

改める。

別記第二十号様式中

「上記の事実を確認し、上記のとおり支給します。」

(決定権者)

(部長)

(担当)

を

削る。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第二号様式、別記第二号の二様式、別記第八号様式、別記第十号様式、別記第十四号様式、別記第十五号様式、別記第十七号様式、別記第十八号様式及び別記第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第七十二号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

別表第一中「六級」を「五級」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第七十三号

職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

附則第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

別記第三号様式（甲）中「旅費」を「旅費」に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の旅費支給規程別記第三号様式（甲）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第七十四号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

別記様式中

東京都知事 外 添 要 一

係長
課長
・
・
係員
係長

を

課長代理
課長
・
・
係員
課長代理

に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の通勤手当支給規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第七十五号

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般

特勤勤務手当等支給規程(昭和六十二年東京都訓令第九号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

別表第二中

4 級	5 級	6 級
円 468,100	円 506,400	円 608,700
463,400		
465,600	506,400	
465,600	506,400	

を

3 級
円 451,500
449,400
628,500
446,700
446,700

に改める。

3 級	4 級	5 級
円 468,100	円 506,400	円 608,700
449,400	463,400	
628,500		
465,600	506,400	
465,600	506,400	

附 則

- この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この訓令による改正後の特勤勤務手当等支給規程第三条の規定により職員に対する特勤勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第二項各号に定める日が平成二十七年四月一日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成二十七年三月三十一日(ただし、同日に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額が当該職員に係る同条第二項各号に定める日において受けていた給料の月額(その職員が同日において適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に達しない場合を除く。）」とする。

規 則 (人)

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

●東京都人事委員会規則第七号

東京都人事委員会

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則(昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一アの部行政職給料表(一)の項中

3	級
4	級
5	級
6	級

を

3	級
4	級
5	級

に、同部医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の項中

3	級
4	級
5	級

を

3	級
4	級

に改め、同表イの部行政職給料表(一)の項中

3	級
4	級
5	級
6	級

を

3	級
4	級
5	級

に、同部医療職給料表(二)及び医療職

給料表(三)の項中

3	級
4	級
5	級

を

3	級
4	級

に改め、同表ウの部行政職給料表

(一)の項中

3	級
4	級
5	級
6	級

を

3	級
4	級
5	級

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則別表第一の規定は、平成二十七年四月一日以後に発給する旅行から適用し、同日前に出

発した旅行については、なお従前の例による。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」の下に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十一条第七項」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、東京都教育委員会教育長が従事することを制限される地位について準用する。この場合において、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準(昭和二十七年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第七号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十号

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則

職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）には、第一号及び第二号の規定は、適用しない。

第二条第二項を削る。

第三条中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第四条第一項中「第二条第一項各号」を「第二条各号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第三号」を「第二条第三号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十一号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号(2)中「五級」を「四級」に改める。

付則第四項の表中

職務の級			
1級	2級	3級	4級
0	5	5	7
0	6	5	7
0	7	5	7

を

職務の級		
1級	2級	3級
0	5	5
0	6	5
0	7	5

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「厚生労働大臣が指定した助産師養成所若しくは看護師養成所又は都道府県知事が指定した」を「又は都道府県知事が指定した助産師養成所、看護師養成所若しくは」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十三号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号(1)中「五級及び六級」を「四級及び五級」に、同号(5)及び(6)中「五級」を「四級」に改める。

第十条第一項第三号中「職務の級六級」を「職務の級五級」に、「行政職給料表(一)六級」を「行政職給料表(一)五級」に改める。

第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二（見出しを含む。）及び第三十条（見出しを含む。）中「行政職給料表(一)六級」を「行政職給料表(一)五級」に改める。
別表第一イの項中

3	3 級	1 本庁の係長又は主査の職務
		2 警視庁の本部の係長又は主査の職務
		3 消防庁の本部の係長又は主査の職務
		4 委員会又は委員の事務局の係長又は主査の職務
		5 議会の事務局の係長又は主査の職務
4	4 級	1 本庁の課長補佐の職務
		2 警視庁の本部の課長補佐の職務
		3 消防庁の本部の課長補佐の職務
		4 委員会又は委員の事務局の課長補佐の職務
		5 議会の事務局の課長補佐の職務

3	3 級	1 本庁の課長代理の職務
		2 警視庁の本部の係長又は主査の職務
		3 消防庁の本部の課長代理の職務
		4 委員会又は委員の事務局の課長代理の職務
		5 議会の事務局の課長代理の職務

5	5 級	4 級
	6 級	

を

3	3 級	1 本庁の係長の職務
		2 病院又は保健所の係長の職務
4	4 級	1 本庁の課長補佐の職務

2	2 病院又は保健所の課長補佐の職務
---	-------------------

3	3 級	1 本庁の課長代理の職務
		2 病院又は保健所の課長代理の職務

5	5 級	4 級

を

3	3 級	1 本庁の係長の職務
		2 保健所の係長の職務
		3 看護長の職務
4	4 級	1 本庁の課長補佐の職務
		2 医療施設又は保健所等の課長補佐の職務

3	3 級	1 本庁の課長代理の職務
		2 保健所の課長代理の職務
		3 看護長の職務

5	5 級	4 級

を

職務の級			
1 級	2 級	3 級	4 級
0	0	3	7
0	3	5	7
0	5	5	7
0	7	5	7
0	9	5	7
0	3	5	7

職務の級

1級	2級	3級
0	0	3
0	3	5
0	5	5
0	7	5
0	9	5
0	3	5

に、同項備考3中「3

級及び4級」を「3級」に改める。

別表第二の項中

職務の級			
1級	2級	3級	4級
0	3	5	7
0	5	5	7
0	6	5	7
0	7	5	7
0	8	5	7
0	9	5	7

を

職務の級		
1級	2級	3級
0	3	3
0	5	5
0	6	5
0	7	5
0	8	5
0	9	5

に改める。

別表第二の項中

職務の級			
1級	2級	3級	4級
0	0	3	7
0	5	5	7
0	5	5	7
0	6	5	7
0	6	5	7
0	7	5	7
0	15	-	-

を

職務の級		
1級	2級	3級
0	0	3
0	5	5
0	5	5
0	6	5
0	6	5
0	7	5
0	15	-

に改める。

別表第七の項を次のように改める。

イ 行政職給料表(一)

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23
44	12	36	24
45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32

53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36
61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	66	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55

109	73	67	55
110	73	67	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	68	56
114	75	68	56
115	76	68	56
116	76	68	56
117	77	69	57
118	77	69	57
119	77	69	57
120	77	69	57
121	78	70	58
122	78	70	58
123	78	70	58
124	78	70	58
125	79	71	59
126	79	71	59
127	79	71	59
128	79	71	59
129	80	72	60
130	80		60
131	80		60
132	80		60
133	81		61
134	81		61
135	81		61
136	82		62
137	82		62
138	82		62
139	83		63
140	83		63
141	83		63
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		
150	86		
151	87		
152	87		
153	87		

へ 医療職給料表(二)

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23
44	12	36	24
45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32

別表第七への項及びトの項を次のように改める。

53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36
61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	65	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55

109	73	66	55
110	73	66	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	67	56
114	75	67	56
115	76	67	56
116	76	68	56
117	77	68	57
118	77	68	57
119	77	68	57
120	77	68	57
121	78	69	57
122	78	69	58
123	78	70	58
124	78	70	58
125	79	71	58
126	79		58
127	79		59
128	79		59
129	80		59
130	80		59
131	80		59
132	80		60
133	81		60
134	81		
135	81		
136	82		
137	82		
138	82		
139	83		
140	83		
141	83		
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	86		
148	86		
149	87		

ト 医療職給料表(三)

昇格の日の 前日に 受けてい た号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	2
19	1	11	3
20	1	12	4
21	1	13	5
22	1	14	6
23	1	15	7
24	1	16	8
25	1	17	9
26	1	18	10
27	1	19	11
28	1	20	12
29	1	21	13
30	2	22	14
31	3	23	15
32	4	24	16
33	5	25	17
34	6	26	18
35	7	27	19
36	8	28	20
37	9	29	21
38	10	30	22
39	11	31	23
40	12	32	24
41	13	33	25
42	14	34	26
43	15	35	27
44	16	36	28
45	17	37	29
46	18	37	30
47	19	38	31
48	20	38	32
49	21	39	33
50	22	39	34
51	23	40	35
52	24	40	36

53	25	41	37
54	26	42	37
55	27	43	38
56	28	44	38
57	29	45	39
58	30	45	39
59	31	46	40
60	32	46	40
61	33	47	41
62	34	47	42
63	35	48	43
64	36	48	44
65	37	49	45
66	38	50	46
67	39	51	47
68	40	52	48
69	41	53	49
70	42	53	49
71	43	54	49
72	44	54	50
73	45	55	50
74	46	55	50
75	47	56	51
76	48	56	51
77	49	57	51
78	50	57	52
79	51	58	52
80	52	58	52
81	53	59	53
82	54	59	53
83	55	60	53
84	56	60	53
85	57	61	54
86	57	61	54
87	58	61	54
88	58	61	54
89	59	62	55
90	59	62	55
91	60	62	55
92	60	62	55
93	61	63	56
94	62	63	56
95	63	63	56
96	64	63	56
97	65	64	57
98	66	64	57
99	67	64	57
100	68	64	57
101	69	65	57
102	70	65	58
103	71	65	58
104	72	65	58
105	73	65	58
106	73	66	58
107	74	66	59
108	74	66	59

109	75	66	59
110	75	66	59
111	76	67	59
112	76	67	60
113	77	67	60
114	77	67	60
115	77	67	60
116	77	68	60
117	78	68	61
118	78	68	61
119	78	68	61
120	78	68	61
121	79	69	62
122	79	69	62
123	79	69	62
124	79	70	62
125	80	70	63
126	80	70	63
127	80	71	63
128	80	71	63
129	81	71	64
130	81		
131	81		
132	82		
133	82		
134	82		
135	83		
136	83		
137	83		
138	84		
139	84		
140	84		
141	85		
142	85		
143	86		
144	86		
145	87		

別表第八中「行政職給料表(一)6級昇格時職務区分別号給表」や「行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十四号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人日本消防協会」を「公益財団法人日本消防協会」を
「公益財団法人暴力団追放運動推進都民
公益財団法人ラグビーワールドカップ

センター
2019組織委員会」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

通 達

26人委任第166号
平成27年3月27日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 関谷 保夫

給与条例改正に伴う給料の切替等について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年東京都条例第132号）第2条の施行に伴う給料の切替等については、下記に従って実施してください。

記

第1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年東京都条例第132号）をいう。
- (2) 改正後の条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）をいう。
- (3) 切 替 日 改正条例第2条の施行の日（平成27年4月1日）をいう。
- (4) 新 号 給 改正後の条例の規定による切替日における号給をいう。
- (5) 差 額 改正条例附則第7条に規定する給料として支給する差額をいう。
- (6) 再任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (7) 統括課長代理等職員 統括課長代理の認定等に関する規程（平成27年東京都訓令第10

<p>号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成27年東京都教育委員会訓令第12号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成27年東京都選挙管理委員会訓令第3号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成27年東京都人事委員会訓令第1号)、東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成27年東京都監査委員会訓令第3号)若しくは東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成27年東京都議会議長訓令第9号)により統括課長代理に認定されたもの、警視庁一般職員指定係長職任用規程(平成27年警視庁訓令甲第8号)に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程(平成25年東京消防庁訓令第20号)に規定する課長補佐に任命されたものをいう。</p> <p>第2 号給の切替え(改正条例附則第6条関係)</p> <p>1 切替日の前日に隔遠地加算を受けていた職員の改正条例附則第6条における「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とは、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号給数から当該隔遠地加算により加算されていた号給数を減じた号給とする。</p> <p>2 切替日と同日に降給する職員の「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とは、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号給数から3号給を減じた号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。</p> <p>第3 給料の切替えに伴う経過措置(改正条例附則第7条関係)</p> <p>次の各号に掲げる職員の給料の切替えに伴う経過措置については、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 切替日の翌日以降に降給する職員(改正条例附則第7条第1項関係)</p>	<p>切替日の翌日以降に降給する職員の改正条例附則第7条第1項における「差額に相当する額」とは、差額に相当する額から、降給となった日において、降給がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額と降給したことにより受けることとなる給料月額との差額(降給を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額)を減じた額とする。</p> <p>(2) その他人事委員会の定める職員(改正条例附則第7条第1項関係)</p> <p>改正条例附則第7条第1項における「その他人事委員会の定める職員」とは、切替日以降に降格した職員をいい、この者には改正条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額と当該降格により当該降格の日以降に受けることとなる号給の給料月額との差額は支給しない。</p> <p>(3) 再任用職員のうち人事委員会の定める職員(改正条例附則第7条第1項関係)</p> <p>改正条例附則第7条第1項における「人事委員会の定める職員」とは、切替日の前日に再任用職員でない再任用職員、切替日以降に降格した再任用職員又は切替日以降に統括課長代理等職員でない再任用職員をいい、これらの者には切替日以降にその者の受ける給料月額と、切替日の前日に適用されていた給料表と同一の改正条例附則別表第2の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち職務の級が4級に応じた給料月額との差額を支給しない。</p> <p>(4) 給料表の適用を異にする異動(改正条例附則第7条第2項関係)</p> <p>給料表の適用を異にする異動を行わなかったとした場合の改正条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額を超えない範囲で、給料表の適用を異にする異動を行った場合に得られる新号給の給料月額と切替日の前日に異動があったものとした場合に得られる改正条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額(あらかじめ任命権者が人事委員会の承認を得た場合はその給料月額)との差額を支給する。</p> <p>(5) 切替日と同日の転職(改正条例附則第7条第2項関係)</p> <p>改正条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額を超えない範囲で、改正条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額と転職がなかったものとした場合に得られる新号給の給料月額との差額を支給する。</p>
--	---

(6) 人事交流等による異動をした職員（改正条例附則第7条第3項関係）
新号給の給料月額と切替日の前日に異動があったものとした場合に得られる改正
条例附則別表第2切替後の級及び号給の給料月額との差額を支給する。

第4 切替え等の特例の承認
給料の切替え等に関し、この通達により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認
を得て別に定めることができる。

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 関谷 保夫

26人委任第166号
平成27年3月27日

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運
用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について
（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記によ
うに改正しましたので、平成27年4月1日以降これにより
実施してください。

記

第10条関係第1項中「5級」を「4級」に、第10条関係
第2項中「6級」を「5級」に改める。

第21条関係(1)中「以後」を「から平成27年3月31日
まで」に改め、「行政職給料表(一)6級」の次に「及び平
成27年4月1日以後の行政職給料表(一)5級」を加え、
第21条関係(2)中「5級」を「4級」に改める。

第21条の2関係見出し中「行政職給料表(一)6級の」
を「行政職給料表(一)5級の」に改め、第21条の2関係
中「行政職給料表(一)6級昇格時職務区分別号給表」を
「行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表」に改
める。

級別資格基準表関係(第4条関係)第1項中「次の各号
のとおりとする」を「職務の級2級の職員であつて、人事
委員会が行う管理職選考「A」の一次選考に合格したもの

を職務の級3級に決定するために必要な経歴年数は、当該資格基準年数3年又は5年を2年と読み替えて適用できるものとする」に改め、同項(1)から(3)までを削る。行政職給料表(一)6級昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)中「行政職給料表(一)6級昇格時職務区分別号給表関係」を「行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表関係」に改める。

26人委任第166号
平成27年3月27日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 関谷 保夫

「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給調整手当に関する規則の運用について(昭和42年3月30日付42人委発第113号)」の一部を下記のように改正しましたので、平成27年4月1日以降これにより実施してください。

記

その他第1項(6)中「又は育児休業」を、「育児休業又は配偶者同行休業」に改める。
別表規則第2条第1項第4号の職の項中「板橋ナーシングホーム 東村山ナーシングホーム」を「東村山ナーシングホーム」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002